

特集 2

学校における働き方改革

今日の学校を取り巻く環境は、複雑化・多様化しており、貧困問題への対応や保護者からの要望への対応など、学校に求められる役割も拡大しています。また、教育の質の向上のための授業革新や様々な教育課題への対応も求められています。こうした中、教師の勤務実態を踏まえ、教師の業務負担の軽減を図ることは喫緊の課題です。文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会では、平成29年6月から、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学習指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」審議が行われ、同年12月22日に中間まとめが取りまとめられています。これを踏まえ、文部科学省は緊急対策を取りまとめるなど、学校における働き方改革に向けた取組を進めています。

本特集では、まず、第1節で教師の勤務実態、学校における働き方改革についての中央教育審議会での検討状況や文部科学省の取組、続く第2節で各地方公共団体での具体的な取組等を紹介し、第3節で今後の方向性について紹介します。

第1節 教師の勤務の実態と「学校における働き方改革」

1 公立小学校・中学校教員勤務実態調査研究の速報値の結果等

文部科学省は、平成28年度から「教育政策に関する実証研究」に着手しています。その一環として、公立の小学校・中学校に勤務する教師の勤務状況を把握することを目的に、28年10月から11月のうちの連続する7日間の日程で、小学校400校、中学校400校に勤務する教師（校長、副校長・教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、講師、養護教諭、栄養教諭。当該校のフルタイム勤務者全員）を対象に教員勤務実態調査研究を行い、29年4月にその調査の集計（速報値）を公表しました。なお、当該調査研究は2か年で実施しており、29年4月の公表後も詳細な分析を行っています。

集計（速報値）によると、教師の1週間当たりの学内総勤務時間は、前回調査（平成18年度）と比較して増加しています（図表1-2-1）。

図表 1-2-1 教師の1週間当たりの学内総勤務時間

[時間：分]

	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	54：59	52：19	+2：40	55：57	53：23	+2：34
副校長・教頭	63：34	59：05	+4：29	63：36	61：09	+2：27
教諭	57：25	53：16	+4：09	63：18	58：06	+5：12
講師	55：18	52：59	+2：19	61：43	58：10	+3：33
養護教諭	51：03	48：24	+2：39	52：42	50：43	+1：59

※教諭については、主幹教諭・指導教諭を含む。

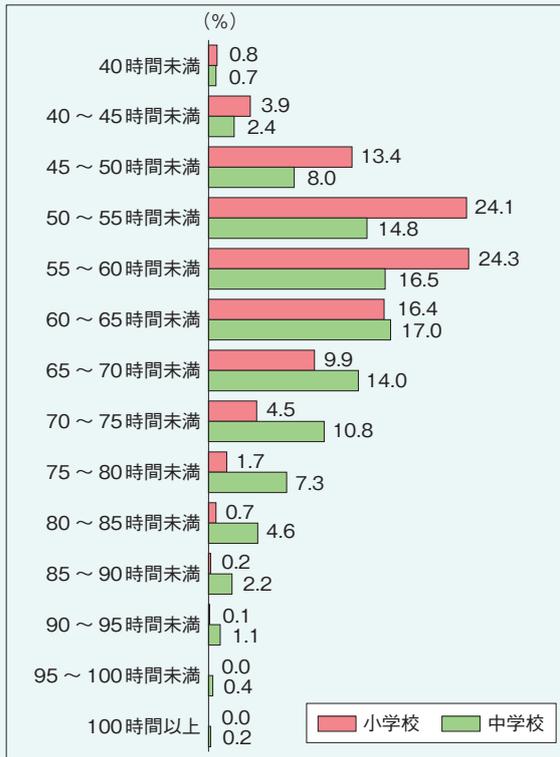
※本調査への平均回答時間（1週間につき小学校64分、中学校66分）を一律で差し引いている。

（出典）文部科学省委託事業「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）について」（平成29年4月）

また、1週間当たりの学内総勤務時間の分布についてみると、教諭では小学校は55～60時間未満、中学校は60～65時間未満の者が占める割合が最も高く、副校長・教頭では、小学校は60～65時間未満、中学校は55～60時間未満の者が占める割合が最も高くなっています（図表1-2-2）。

1 週間当たりの学内総勤務時間数の分布

【教諭（主幹教諭・指導教諭を含む）】



【副校長・教頭】



※本調査への平均回答時間（1週間につき小学校64分、中学校66分）を一律で差し引いている。

（出典）文部科学省委託事業「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）について」（平成29年4月）

2 「学校における働き方改革」についての検討

（1）検討の背景・意義

子供たちが急速に変化する未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することを目指し、平成29年3月に小・中学校の学習指導要領等の改訂を行いました。これからの学校教育では、この新しい学習指導要領等を確実に実施し、学校教育の改善・充実に努めていかなければなりません。特に子供の指導を直接担う教師には、「カリキュラム・マネジメント^{*1}」や、「主体的・対話的で深い学び^{*2}」の実現に向けた授業改善などが求められています。また、標準授業時数についても、新しい学習指導要領を踏まえて、32年度から小学校中・高学年で年間35単位時間増加することとなっています。

我が国の学校や教師は、学習指導のみならず諸外国と比較して広範な役割を担っています。社会・経済の変化の中で学校が抱える課題は、生徒指導上の課題や障害により特別な支援を要する児童生徒の増加、日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加等、近年より多様化・複雑化しており、学校の役割は更に拡大せざるを得ない状況にあります。

このような学校や教師に対する多様な期待は、一方で長時間勤務という形で既に表れており、前述したように教員勤務実態調査（平成28年度）の速報値によって、看過できない深刻な状況が改めて明らかになりました。

「日本型学校教育」の良さを維持し、新学習指導要領を着実に実施し、質の高い学校教育

*1 参照：第2部第4章第1節 ①（4）

*2 参照：第2部第4章第1節 ①（3）

を持続発展させるためには、教師の業務負担の軽減を図ることが喫緊の課題です。

こうしたことを踏まえ、平成29年6月、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」中央教育審議会に諮問を行いました。

この諮問は、教師の長時間勤務を見直すことで、教師一人一人が様々な経験を通じて自らを研鑽^{けんさん}できる機会を持てるようになり、更なる効果的な活動へとつなげていくことができるとともに、自らの意欲と能力を最大限に発揮できるような勤務環境を整備することで、教師は“魅力ある仕事”であることが再認識され、教師自身も誇りを持って働くことができるようになり、それがひいては子供の教育にも良い影響として還元されるものとの考えのもとで行ったものです。

(2) 中央教育審議会での審議

今回の諮問における具体的な審議事項は、以下の3点です。

① 学校が担うべき業務の在り方について

- ・部活動も含め、これまで学校が担ってきた業務のうち、引き続き学校が担うべき業務はどうか。また、学校・家庭・地域・行政機関等の役割分担の在り方及び連携・協働を進めるための条件整備はどうか。
- ・関連法令で学校に義務付けられている学校関係書類や、行政機関、民間団体等から学校に依頼される各種調査業務等の精選をどのように進めていくか。

② 教職員及び専門スタッフが担うべき業務の在り方及び役割分担について

- ・「チームとしての学校^{*3}」の実現に向け、教師が本質的に担うべき業務は何か。また、事務職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員^{*4}など様々な専門スタッフや支援人材の役割分担及び連携の在り方はどうか。
- ・例えば、小学校では総授業時数が増加するといった状況の中、新学習指導要領等を円滑かつ確実に実施するために必要な方策をいかに講じるかといった、学習指導や生徒指導等の体制の強化・充実をどのように進めていくべきか。
- ・教職員が担うべき業務について、ICTの効果的な活用なども含めた更なる業務改善、その効果的な実施体制の構築に向けて、どのような方策を講じていくべきか。

③ 教員が子供の指導に使命感を持ってより専念できる学校の組織運営体制の在り方及び勤務の在り方について

- ・学校運営体制の強化・充実を図るためには、副校長、主幹教諭、指導教諭等の役割や主任の在り方、学校運営を支える事務職員など、学校組織運営の体制はどうか。また、管理職の意識改革も含めた効果的な学校マネジメント体制をどのように構築していくべきか。
- ・現在の学校内の校務分掌や整備することとされている各種委員会等の整理・合理化に向け、どのような方策を進めていくべきか。
- ・学校の特性を踏まえた勤務時間制度及び勤務時間管理の在り方はどうか。
- ・勤務状況を踏まえた処遇の在り方はどうか。

以上の事項等について、中央教育審議会では、初等中等教育分科会に設置された「学校における働き方改革特別部会」で審議が進められてきました。また、議論の際には、諮問に先立ち文部科学省が実施した関係団体及び有識者からのヒアリングについても参考にされました。特別部会では、委員から、教師の勤務実態については直ちに改善が必要な差し迫った状

*3 参照：第2部第4章第12節 2 (3)

*4 参照：第2部第4章第12節 2 (3)

況にあるとの認識が示されました。また、対応が急がれる中、「今できることは直ちにやる」という意識を全ての教育関係者が共有するとともに、それぞれの立場から取組を加速し、確実なものとするため、特別部会としての提言を早急に打ち出していくべきとの認識の下、平成29年8月29日に開催された特別部会において、緊急提言が取りまとめられました。その後、29年末までの短期間に、9回にわたり精力的に議論が行われ、12月22日、中央教育審議会としての「中間まとめ」が取りまとめられました。

(3) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）

①「学校における働き方改革」の基本的な考え方

中間まとめでは、「学校における働き方改革」の目指すところは、教師が心身の健康を損なうことのないよう業務の質的転換を図り、限られた時間の中で、児童生徒に接する時間を十分に確保し、教師の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性を高め、児童生徒に真に必要な総合的な指導を、持続的に行うことのできる状況を作り出すこととされています。また、これまで学校が果たしてきた役割を教師以外の職員や学校外に委ねる場合の受け皿の整備・確保についても留意が必要とされています。

中央教育審議会の議論では、教師の勤務時間の長時間化の要因として、様々な角度からの指摘がありました。これを踏まえ、検討の視点として、(ア)学校及び教師が担う業務の明確化・適正化、(イ)学校の組織運営体制の在り方の見直し、(ウ)勤務時間の在り方に関する意識改革と制度面の検討、(エ)学校種や学校の設置者の違いを踏まえた働き方改革、といった観点から検討が行われてきました。

②学校・教師が担う業務の明確化・適正化

中間まとめでは、学校の業務は大きく「学習指導」「生徒指導・進路指導」「学級経営・学校運営事務」に分類できますが、加えて、これらの関連業務も、範囲が曖昧なまま教師が行っているのが実態であり、半ば慣習的に行われてきた業務も存在するであろうとの認識が示されました。このような業務について、「①本来は誰が担うべき業務であるか」、「②負担軽減のためにどのように適正化を図るべきか」の2点から、必要な環境整備を行いつつ、学校・教師以外の主体に積極的に移行していくという視点に立って検討すべきであると提言されました。

特に、中間まとめでは、これまで学校・教師が担ってきた代表的な14の業務の在り方に関する考え方が示されています（[図表 1-2-3](#)）。

図表 1-2-3 これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方

○これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方		
基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

授業以外の業務であって全国の学校で共通して行われている業務の多くは、上記の14の業務のいずれかに分類されると考えられますが、この他にも各学校や地域の置かれた状況、各学校の教育目標・教育課程に応じて、様々な業務が発生することが考えられます。これらの業務について、服務監督権者である教育委員会等は、前述の各業務についての整理を踏まえた上で、教師が専門性を発揮できる業務であるか否か、児童生徒の生命・安全に関わるような業務であるか否かといった観点から、中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討を行うことが求められます。

あわせて、そもそも必要性が乏しいにもかかわらず、慣習的に行われてきた業務については、思い切って廃止していくべきとの指摘もあり、必要な環境整備を行いつつ、業務の役割分担と適正化を図り、具体的な削減目標の設定の検討等を通じて業務の総量を削減することが重要とされています。

その上で、中間まとめでは、業務の役割分担・適正化を着実に実行するため、国・教育委員会等・各学校がそれぞれ取り組むべき方策についても取りまとめられました（図表 1-2-4）。

図表 1-2-4 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策の例

○業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策の例		
国	教育委員会等	各学校
<ul style="list-style-type: none"> 学校や教師の担うべき業務範囲の明確化、学校管理規則モデル等の提示 地域や保護者の理解のための資料提供 業務改善の取組の優良事例の提供 調査・統計、依頼事項の精選 民間団体等からの出展依頼や家庭向け配布物について、学校の負担軽減に向けた協力の呼びかけ 現場に様々な業務が付加されてきた反省を踏まえ、勤務時間や人的配置、業務改善等を踏まえ、業務量を俯瞰、一元的に管理する部署を設置 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 所管する学校に対する業務改善方針計画の策定 事務職員の資質・能力・意欲向上、学校事務の共同実施の促進 独自に実施する調査・統計、依頼事項の精選 学校の業務改善の取組に対する支援 ICT等業務効率化に必要な環境整備 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校の重点目標、経営方針の明確化 関係機関や地域住民との連携の推進 <p>等</p>

また、業務の適正化に当たっては、学校ごとに作成される各種計画の統合や、児童生徒ごとに作成する計画（指導計画、支援計画等）の一本化・様式統一の推進等にも取り組むべきとされました。

③学校の組織運営体制の在り方

学校の組織運営体制については、中間まとめの段階で、類似の内容を扱う委員会等については、校内の委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を進めるべきとされました。一方、学校の教育活動の質の向上のために真に効果的な委員会等の組織や、主任をはじめとする担当者の在り方、校務分掌の在り方については、今後引き続き議論を行うこととされました。

④勤務時間に関する意識改革と制度面の検討

勤務時間管理の徹底については、これまでも文部科学省は各教育委員会等に呼びかけてきました。中間まとめにおいても、勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められる責務であることが改めて述べられた上で、自己申告方式ではなく、ICTやタイムカード等による勤務時間の把握を徹底すべきであるとされました。その上で、勤務時間管理は、働き方改革の「手段」であって、「目的」ではなく、勤務時間の形式的な把握が目的化し、真に必要な教育活動を疎かにしたり、虚偽の記録を残したり、残させたりすることがあってはならないとされています。

適切な勤務時間の設定については、正規の勤務時間や教職員の休憩時間の確保等の勤務時間を考慮した登下校時間等の設定を行うことや、部活動や夜間の見回り等いわゆる「超勤4項目」以外の業務は、校長は時間外勤務を命ずることができず、正規の勤務時間の割り振りを適正に行う等の措置を講じることが必要であること等が改めて明記されています。

あわせて、時間外の留守番電話や学校のウェブサイト等の活用による、保護者等からの問合せを減らす工夫や、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえた適切な活動時間・休養日の設定、そうした取組について保護者や地域の理解を得ることの支援等について、その重要性が述べられました。

さらに、教職員全体の働き方に関する意識改革として、研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革や、学校評価と連動した業務改善の点検・評価についても述べられています。

公立学校の教師の時間外勤務の抑制に向けては、政府全体の働き方改革の議論等も踏ま

え、勤務時間に関する数値で示した上限の目安も含むガイドラインを早急に検討して示すべきとされました。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の在り方を含む教職員の勤務時間制度等に関する制度の在り方については、「学校における働き方改革特別部会」の中でも様々な意見が出されており、教師の勤務の特殊性や児童生徒の学びの質を担保するために持続可能な勤務環境の在り方も考慮しながら、引き続き、議論を進めていく必要があるとされました。

3 「学校における働き方改革」のための文部科学省の取組

(1) 学校における働き方改革に関する緊急対策

2 の中間まとめを踏まえ、文部科学省が取り組むべき事項について、平成29年12月26日、「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめました。その概要は以下のとおりです。

①業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策

- ・学校や教師・事務職員等の標準職務を明確化し、各教育委員会の学校管理規則に適切に位置づけられるようモデル案を作成・提示する。
- ・業務改善の取組の優良事例を収集・周知する。
- ・各種出展依頼や配布物等について、学校の負担軽減に向けた協力の周知を実施する。
- ・省内に、教職員の業務量を俯瞰し、一元的に管理する組織を整備し、新たな業務を付加するような場合には、当該組織と前広に調整することを基本とする。
- ・コミュニティ・スクール^{*5}や地域学校協働活動^{*6}等を通じた学校教育の質の向上等を進める。

②学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し

- ・学校単位の計画について、内容や学校の実情に応じて、統合を促す。
- ・各教科等の指導計画の内容等に応じて複数の教師で共有化するなどの取組を促す。
- ・児童生徒ごとに作成する計画について、学校や児童生徒の状況等に応じて複数の計画を一つにまとめ、業務の適正化と効果的な指導につなげられるよう、必要な支援計画のひな型を示す。
- ・類似の内容を扱う委員会等については、合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を促す。

③勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置

【勤務時間管理の徹底及び適切な勤務時間の設定】

- ・教師の勤務時間の管理を徹底する。タイムカード等により勤務時間を客観的に把握・集計するシステムの構築を促す。
- ・登下校、部活動、学校の諸会議等について、教職員の勤務時間・休憩時間を考慮した時間設定を行うよう徹底する。
- ・保護者や外部からの問合せ等に備えた対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話やメールによる連絡対応等の体制整備に向けた方策を講ずることを促す。
- ・部活動について、適切な活動時間や休養日の設定を行うためのガイドラインを示す。
- ・長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うことを促す。

*5 参照：第2部第4章第15節 2

*6 参照：第2部第3章第3節 3 (1)

【教職員全体の働き方に関する意識改革】

- ・管理職のマネジメント能力養成のための研修を実施。各教育委員会等に、教職員に対する働き方に関する必要な研修の実施を促す。
- ・業務改善の観点からの人事評価や学校評価の実施を促す。

【時間外勤務の抑制のための措置】

- ・政府全体の「働き方改革実行計画」を参考にしつつ、教師の勤務時間に関する数値で示した上限の目安を含むガイドラインを検討・提示する。

学校組織の在り方や、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)を含む勤務時間制度の在り方については、特別部会での議論において、様々な意見が示されたところであり、今後も引き続き検討を行う。

④必要な環境整備

学校における働き方改革の推進のための以下のような取組に必要な経費を計上する。

- ・小学校英語教育の早期化、教科化に伴う専科指導教員の充実等、教職員定数の改善
- ・スクール・サポート・スタッフやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員の配置等、専門スタッフ・外部人材の活用
- ・学校現場の業務改善のための実践研究等、学校が担うべき業務の効率化及び精選等

(2) 教育委員会等への通知

(1)の緊急対策について、教育委員会に対して、学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底とあわせて、平成30年2月に、文部科学事務次官通知^{*7}により周知し、各教育委員会等における取組を求めているところです。

第2節**各地方公共団体で取り組む「学校における働き方改革」**

学校における働き方改革のためには、学校における業務全体を通じて、教育関係者がそれぞれの立場で必要な方策に取り組むことが必要です。

文部科学省は、学校における業務改善が一層推進されるよう、業務改善に集中的に取り組む地方公共団体をモデル地域に指定して「学校現場における業務改善加速のための実践研究事業」(以下、「実践研究事業」という。)を行うとともに、「学校マネジメントフォーラム」の実施等を通じて、好事例の全国への発信・普及を図っています。

ここでは、実践研究事業の委託先での取組をはじめとして、地方公共団体における、学校における働き方改革に関する先進的な事例について紹介します。

1 学校における業務改善の取組推進

学校における業務改善のためには教育委員会のリーダーシップが不可欠です。各教育委員会には、強い危機意識を持ち、学校に対する業務改善方針・計画を策定し、学校現場とともに業務改善を着実に進めていくことが求められます。

*7 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」(平成30年2月9日付け 文部科学事務次官通知)

岡山県教育委員会の取組（執筆：岡山県教育委員会）

近年、学校を取り巻く環境が多様化・複雑化しており、学校の担う役割が拡大し、教職員の負担も増加しています。今後、新学習指導要領の本格実施や大学入試改革への対応等、更なる時間の確保が必要になることが予想されます。また、教師のなり手が減少し、教職離れも起きています。岡山県教育委員会は、「今、取り組まなければ今後二度とできない。」という強い思いで働き方改革に取り組んでいます。

①平成28年度勤務実態調査（岡山県教育委員会実施）の分析

平成28年6月に岡山県教育委員会が実施した勤務実態調査（各校種から約1割を抽出し、1週間の勤務時間を年代・業務内容ごとに調査）から、次のことが明らかになりました。

図表 1-2-5 岡山県教育委員会が実施した勤務実態調査の結果

校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
月当たりの時間外業務	約64時間	約87時間	約73時間	約40時間

過去の調査結果と比較すると、どの校種とも時間外業務が年々増加していること、特に、中学校では、調査対象校の教師の半数以上が、月当たり80時間を超える時間外業務を行っているという実態も判明しています。

年代別に見ると、どの校種でも20歳の若手教師の時間外業務が多くなっています。小学校教諭では、1日の在校時間における業務内容では、授業準備に最も多くの時間を費やしていることが分かりました。

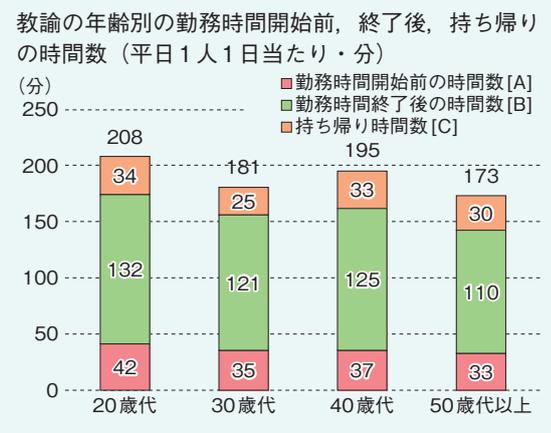
②働き方改革プランの策定*⁸

平成28年度勤務実態調査結果を受けて、校長会代表、市町村教育長代表、県教育庁関係課長等で組織する働き方改革推進委員会を立ち上げ、市町村（組合）教育委員会と連携して、教職員の時間外業務縮減に向けた実行計画として働き方改革プランを策定しました。策定に当たっては、時間外業務の削減目標や部活動休養日の考え方、保護者や地域の理解を得る方策等について、検討を重ねました。働き方改革プランの重点取組は次の四つです。

- 時間管理の徹底
- 事務業務の軽減
- 授業準備支援
- 部活動休養日の徹底

また、文部科学省の実践研究事業の指定を受けた、笠岡市立大井小学校、高梁市立高梁小学校、浅口市立鴨方東小学校では、業務の実態把握と精選の提案、校内研修の企画・運営等を中心となって行う教員を配置するとともに、外部コンサルタントによる定期的な指導助言を得ながら、教職員の意識改革や業務の効率化に向けた研究に取り組みました。

図表 1-2-6 教諭の年齢別勤務時間開始前，終了後，持ち帰りの時間数（平日1人1日当たり・分）



*⁸ 参照：<http://www.pref.okayama.jp/page/519079.html>

③取組の成果

平成29年度の取組の成果は、次の3点です。

(ア) 時間を意識した働き方の実践

最終退校時刻（最後に学校に残った教職員が退校する時刻、県教委が示す目安は20時）・定時退校日（放課後に会議や研修、部活動がなく、勤務時間終了後は速やかに退校する日）は、校種ごとに差はあるものの、7割の学校で設定されており（平成29年10月時点、岡山市を除く県内の全公立学校長を対象とした調査により把握）、夏季休業中の学校閉庁日（8月13日から15日までを実施対象日として県教委が設定。教職員は終日勤務せず、原則として当番も設けない。教職員は、夏季特別休暇や年次休暇等の取得、週休日の振替等を行う。）は、県内全ての公立学校で実施しました。

(イ) 部活動休養日の設定

平成29年9月から、中学校では週当たり2日以上、部活動休養日を設定しています。高等学校の週1日以上の設定も含め、全ての中学校、高等学校、中等教育学校で取り組んでいます。

(ウ) 実践研究事業モデル校（以下、「モデル校」という。）の取組の全県への普及

管理職に対して、外部コンサルタントによる働き方改革の必要性に関する講話を実施するとともに、県教育庁が毎月発行する「働き方改革通信」を通してモデル校での業務改善事例の普及を図ることにより、各学校でも同様の取組が行われるようになり、教職員の意識改革や学校独自の取組の促進につながりました。

モデル校の取組については、以下のとおりです。

①研究推進組織による体制づくり

モデル校では、業務改善を進めるための研究推進組織をつくり、定期的な会議を通して取組の実施計画や実施後の課題について協議しています。教職員に加え、学校評議員やPTA役員等も組織のメンバーとし、保護者・地域の代表者の意見を聞きながら、スピード感のある業務改善を実施することができました。

②研究の進め方

モデル校で業務改善の研究を進めるに当たっては、次の手順で取り組みました。



付箋を使って改善案を出している様子（高梁市・高梁小）

働き方改革通信 No. 9（H30.3月）

スムーズな業務の引継ぎを

年度末になりました。学年や教科、校務分掌ごとの1年間のまとめと、新年度に向けた準備が必要です。もしかしら、あなたが担当している業務の接班は、その業務の初心者かもしません。その人が新年度、迷わないための手引きとなるもの、それが「引継書」と呼ばれるものです。引継書を作成することで、
① 次の担当者がスムーズに業務を進められる
② 現在の担当者が1年間の取組を振り返り、整理できる
 という2つの効果があります。
 引継書をつくる時間的な余裕がない場合は、後任が業務を進める上で取りとめる**書類やデータを整理する**だけでも、効果があります。
 （例：書類をファイリングして見出しを付す、データ作成順に番号を付す等）
 業務が多くなる時期ですが、年度末から年度初めにかけての業務をスムーズに引き継ぐ体制づくりながら、働き方改革を進めていきましょう。

～「働き方改革モデル校の取組」～
留守番電話の設置（高梁小）

【取組のねらい】
 ・放課後業務の生産性向上 ・時間を意識した働き方に向けた教職員の意識改革
 【取組内容】 留守番電話での対応時間
 ・平日 19:30～翌朝 7:30 連休日は終日、長期休業中は平日 16:40～翌朝 8:10
 【実施までの手順】
 11月…校内の推進組織で協議、学校懇談会で保護者に説明
 12月…保護者に文書で連絡・周知したのち、冬休み（25日）から設置
翌2月18日（月）までの削減は2件

【教職員の声】
 ・遅い時間からの保護者からの連絡がなくなり、退校しやすくなった。
 ・退校時間に対する意識が今まで以上に高まった。
 ・学校から保護者への連絡を早めにかえようという意識が高まり、計画的に仕事を進めるようになった。

ファイルやフォルダ名の前に、「180301」（2018年3月1日）と**作成日と社名と、作成日順に書かれる**。また、ファイル名を短くするために、**ファイル名に生ラードとなる漢字を省略することも有効**です。（例：180301働き方改革通信（引継書）」）

働き方改革通信（H30.3月）



まず、理想の学校や働き方について、アンケート等により教職員一人一人の思いを共有しました。それぞれの教職員で多様な価値観があることから、研究推進組織では、教職員の様々な思いを踏まえ、学校が目指す働き方改革の目的を議論しました。

「教職員の働き方改革は、単に時間短縮だけではない！」これは、3校に共通する考え方です。コンサルタントからの講話や助言を通して、教職員が業務を効率的に行い、健康の維持や読書・プライベートの時間を確保・充実させることが、教育の質の向上につながることを理解することができました。

業務の精選を行うためには、学校にどれだけの業務があるかの把握（業務の洗い出し）が必要です。業務の中には、前例踏襲で行っているもの、目的が不明確なものがあります。また、特定の人・部署に時間的・精神的な負担がかかっているものもあります。これらの業務をゼロにすることが理想ですが、実施方法を見直したり、回数を減らしたりすることで負担や負担感を減らすことができます。

③取組例

モデル校の取組の中から効果的なものを紹介します。

(ア) 時間を意識した働き方

狙い…退校時刻を意識した効率的な仕事の遂行

方法…職員室に設置した「カエルボード」（退校時刻の自己申告ボード）に、退校予定時刻に合わせて個人の名札を掲示。退校予定時刻に残っている同僚がいれば声がけ。

教職員の声…同僚の退校時刻を目標にすることができた。

成果…時間に対する意識や仕事の優先順位の意識の向上、コミュニケーションの活性化

(イ) 業務の精選

狙い…例年、夏休みに行われる地区の水泳記録会に向け、6月から7月の放課後に水泳の練習が行われ、教師の長時間勤務の原因の一つとなっていたことから、放課後の水泳練習を廃止し、教職員が放課後の時間を有効活用できるようにする

方法…授業での指導体制などの工夫、夏季休業中の指導の充実

教職員の声…体育の授業を工夫することで児童の意識を変えたとともに、効率的な指導を心がけた。

成果…教職員の負担軽減（放課後の時間を授業準備等に充てることができた）（※なお、水泳記録会出場者は増加（前年度比2.5倍））

成果…教職員の負担軽減（放課後の時間を授業準備等に充てることができた）（※なお、水泳記録会出場者は増加（前年度比2.5倍））

(ウ) 職場環境の改善

狙い…職員室の機能性の向上、教職員のコミュニケーションの活性化

方法…「仕事・相談・休憩」の各ゾーンの設定、文房具棚の見える化、カフェ・スペース設置、民間企業からのアドバイスを踏まえた職員室のレイアウト変更



写真：いきいきカエルボード（笠岡市・大井小）



変更前と変更後の職員室（赤○は、管理職の位置を示す。）（浅口市・鴨方東小）

変更前：管理職から遠い席がありました。また、コピー機、プリンターは部屋の隅にありました。
 変更後：各学年団と管理職との距離が均一になりました。プリンターを部屋の中央に配置しました。

④取組の成果

試行錯誤を繰り返しながら取組を進めていく中で、小さな成功体験を積み重ね、自信を深めていきました。次第に、教職員の中から様々な改善アイデアが生まれるようになり、楽しみながら働き方改革に取り組む雰囲気が定着しました。

また、保護者や地域の代表者とともに改善策を考えることで、学校の取組に対する理解や協力を得やすくなりました。これらの取組を通して、教職員の働き方や時間に対する意識が変わり、長かった時間外業務も少しずつ縮減しています。

2 勤務時間管理

勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であり、業務改善を進めていく基礎としても、勤務時間を把握することは不可欠です。そのため、教育委員会等は、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう努めることが必要です。勤務時間管理は、働き方改革の「手段」であって「目的」ではありません。教育委員会等には、勤務時間の把握の徹底と併せて、その分析を行い、学校に対して必要な取組を促していくことが求められます。

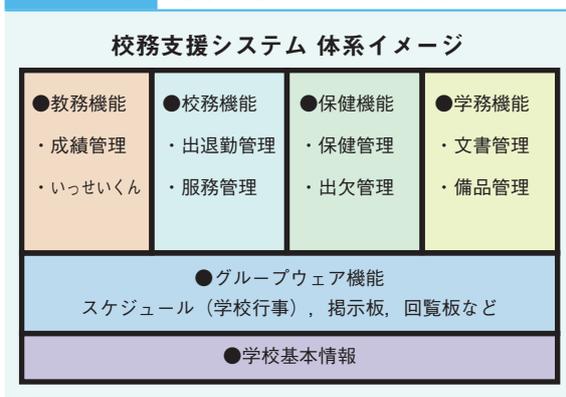
Column No. 04

福岡県北九州市教育委員会の取組 (執筆：福岡県北九州市教育委員会)

平成24年4月に、成績管理、文書管理等を行うことのできる校務支援システムを導入し、さらに25年1月からは、出退勤時間管理を含む服務管理機能を追加して、校務情報のデータ化・共有化を進めることにより、事務処理の効率化、事務負担の軽減等を図っています。

出退勤時間は、教職員が、個人ごとに配付されているICカードをカードリーダー（左下写真）にかざしたり、業務用パソコンの出勤登録及び退勤登録の画面（右下写真）をクリックすることで登録されます。

図表 1-2-7 校務支援システム 体系イメージ



カードリーダー



出退勤登録画面

システム導入当初は、登録し忘れる教職員がいたり、部活動等で土日に出勤した場合に登録していなかったりと、正確な勤務時間の把握に苦労しましたが、定期的に周知徹底を図ってきました。

これにより、学校長は、所属教職員一人一人の業務の状況の把握や、労働安全衛生法に基づく産業医等による面接指導の対象となる教職員の抽出等が容易にできるようになりました。

教育委員会においても、すべての教職員の出退勤時間を把握し、学校ごと、職ごと、個人ごと等の情報を抽出・分析できるようになったため、学校の状況の把握や教職員の健康管理、業務改善の効果検証等に活用できるようになりました。

具体的には、市内全校の学校別の月あたりの平均の在校時間（出勤してから退勤する

までの時間から勤務時間を除いた時間)を学校長へ情報提供し、業務改善の取組を促しました。また、前年度との在校時間の増減差が大きい学校から聞き取り調査を行い、効果の上がった取組等の情報収集を行いました。

個人ごとの情報も把握し、在校時間が長い状況が続いている教職員に対しては、学校長を通じた状況把握や、産業医等による面接指導の受診勧奨を行うなど、健康管理対策にも不可欠な情報となっています。

勤務時間管理は、労働法制上の責務として当然に取り組むべきものですが、学校長によるワーク・ライフ・バランスの推進や、業務改善の推進の意識付けにつながる取組もあります。さらに、教育委員会が、教職員が子供と向き合う時間を確保しながら、やりがいを持って仕事に取り組むことができる環境づくりを進めるうえで、必要な取組であると考えています。

3 学校事務の機能強化による業務改善

文部科学省が平成29年4月に公表した教員勤務実態調査によると、副校長・教頭の勤務時間は、校長、教諭と比べて長く、特に事務に従事する時間が長いことが明らかになっています。

多忙な副校長・教頭の事務負担を軽減し、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、学校事務職員がより積極的に校務運営に参画することが求められています。

他方、学校において事務をつかさどる学校事務職員は、小・中学校の場合、1校あたり約1人の配置になっているという実態があります。

学校事務職員には、庶務事務システムの導入や事務の共同実施などにより、これまで担ってきた業務の効率化を図りつつ、学校の管理職や他の教職員と連携しながら、学校運営の一翼を担っていくことが期待されています。

Column No. 05

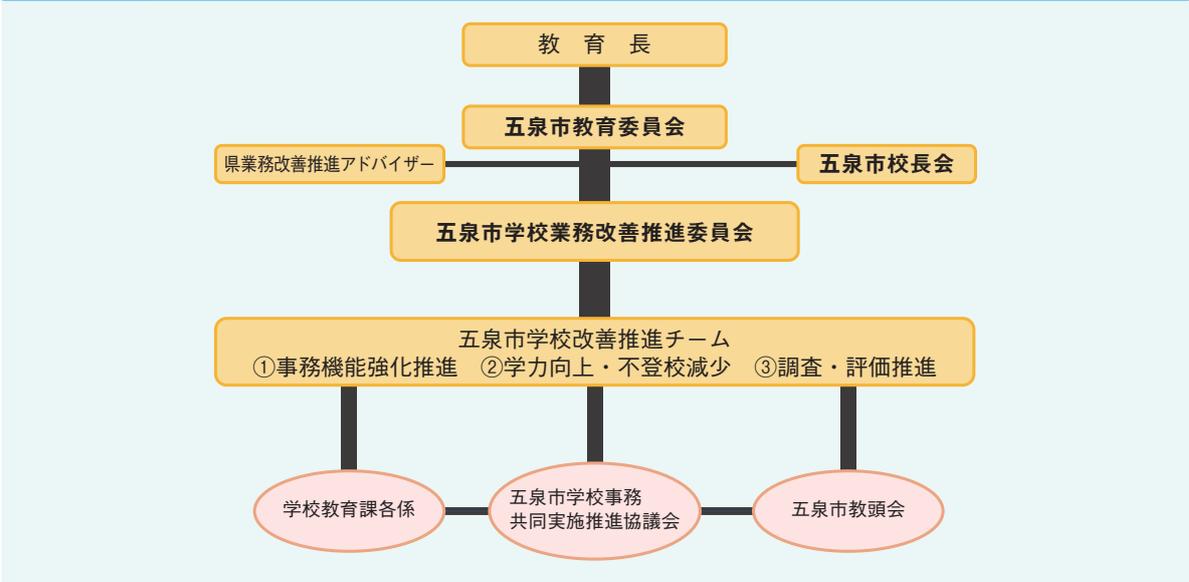
新潟県^{ごせん}五泉市教育委員会の取組 (執筆：新潟県^{ごせん}五泉市教育委員会)

新潟県^{ごせん}五泉市は、教育長の下に、教育委員会の担当者や指導主事、各学校の管理職、事務職員で構成する業務改善推進委員会等を設置し、教育委員会と学校、学校事務の共同実施組織の連携による業務改善の取組を進めています。

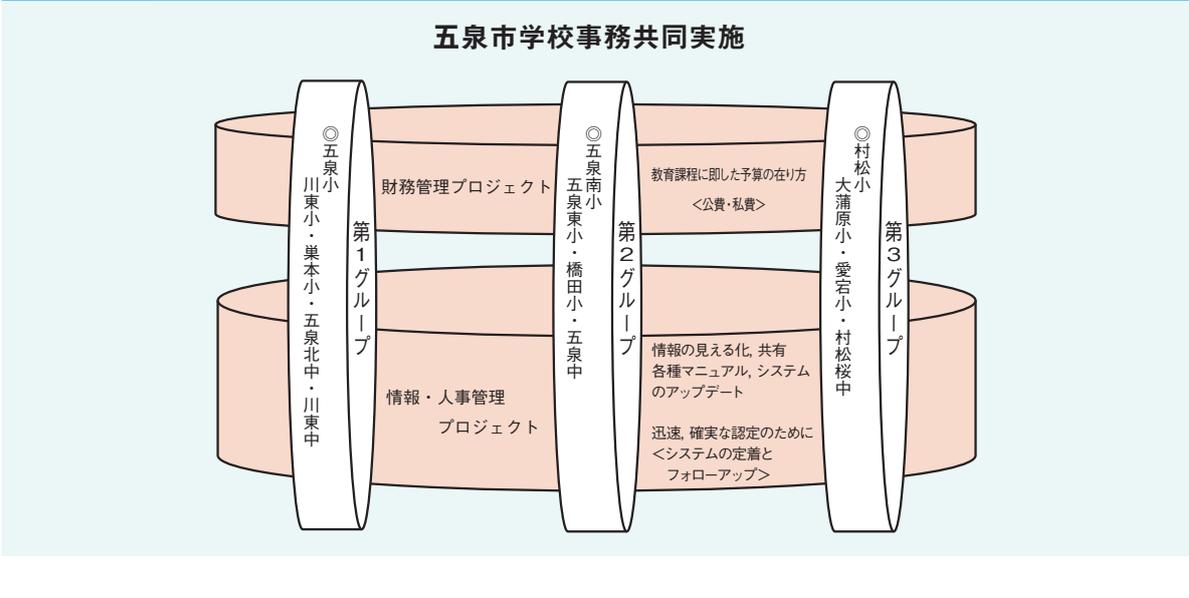
学校事務の機能強化については、事務の共同実施の活動を基盤に進めています。事務の共同実施は、域内の小中学校を三つのグループに分けて、グループ長がグループ内の学校を訪問し、各校の実情に応じて事務職員への指導助言を行うことにより、事務の標準化や質の向上を図っています。また、会計・学籍・教科書等の各分掌事務に係る作業の工程を可視化して、他の事務と重複する作業を排除する取組や、新学習指導要領に対応した時数管理システム開発や出席簿の電子化への取組等により、事務の効率化等を進めています。

事務の効率化等を進めることにより、事務職員が、教頭が行っている教職員のサービスや出張等を記録する学校日誌システムの運用に関わったり、学校の予算委員会や教材等選定委員会を運営したりするなど、より積極的に学校運営に参画するよう工夫しています。

図表 1-2-8 ^{ごせん}五泉市業務改善推進組織図



図表 1-2-9 ^{ごせん}五泉市学校事務共同実施イメージ図



4 教師の事務負担の軽減（スクール・サポート・スタッフの参画）

教師の事務負担の軽減を図り、教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するためには、学習プリント等の印刷や、宿題等の提出状況の確認、簡単な漢字・計算ドリルの丸付け等の作業について、教師に代わって行うサポートスタッフの参画を得ることも有効です。

千葉県教育委員会の取組（執筆：千葉県教育委員会）

千葉県教育委員会は、文部科学省の実践研究事業の指定を受けた野田市において、正規の勤務時間を超えた在校時間を縮減し、教師が子供たちと向き合う時間を確保するために、小学校の学級担任が行う事務業務を補助する「小学校学級事務支援員」を市内小学校全20校に配置しました。

①小学校学級事務支援員配置の効果について

学級担任の約7割が「事務量が減った」と回答しており、学級事務支援員の配置はおおむね、業務負担の軽減につながっていることが推察できます。

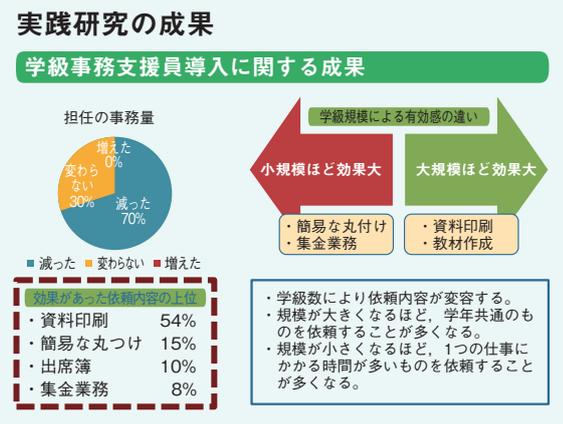
学級事務支援員に依頼した業務のうち、業務負担の軽減に効果があったものは、資料印刷、簡単な丸付け、出席簿の電子入力、集金業務等です。また、学校規模によっても効果に違いが見られました。小規模校では、簡単な丸付け、集金業務など学級内の業務依頼が多く、一方、大規模校では資料印刷、教材作成補助など

学年全体に関わる業務依頼が多いことが明らかとなりました。今後は、依頼する業務について、学級事務支援員と教師との情報交換を密にすることで、教師と学級事務支援員との相互理解を深め、依頼内容の質や効率を高めるよう取り組んでいきます。

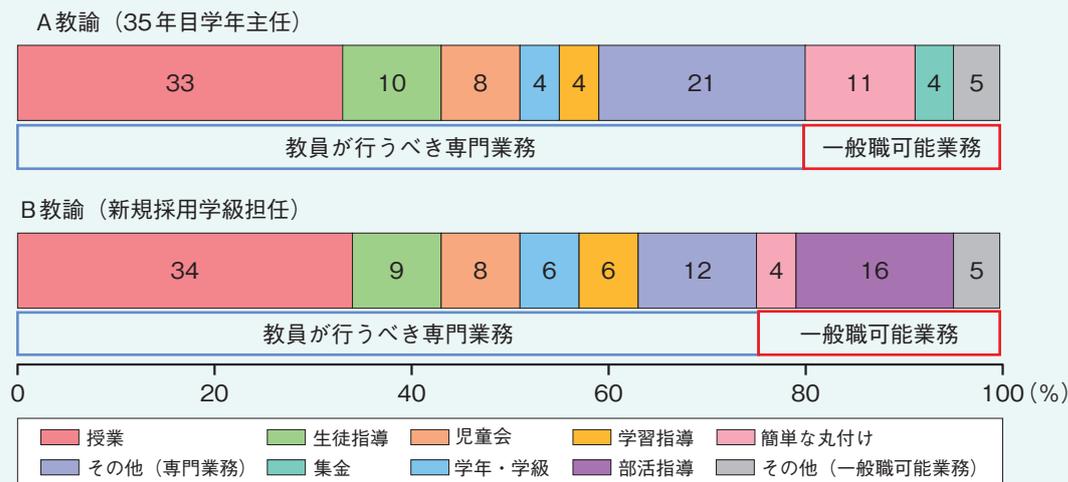
②学級担任の事務量について

経験年数の異なる学級担任2人について1日の業務状況を計測したところ、以下のとおりでした。

図表 1-2-10 実践研究の成果



図表 1-2-11 職員の業務内容



上記の例においては、学級担任以外の職員（学級事務支援員を含む）でも可能な仕事として、簡単な丸付け、部活動指導、集金事務、印刷配付等が2割程度ありました。今後は、上記の例を各学校に周知するとともに、職員一人一人に業務の見直しを意識させながら、学級事務支援員へ仕事を依頼することにより、さらなる負担軽減につなげていきます。

岡山県教育委員会の取組（執筆：岡山県教育委員会）

岡山県教育委員会では、教師が行っている事務作業等の負担を軽減し、教師が本来の教育活動に専念できるようにするため、平成27年度から地域人材等を教師業務アシスタント（以下、「アシスタント」という。）として学校に配置しています。

配置の状況は以下のとおりです。

図表 1-2-12 教師業務アシスタントの配置状況

配置年度	配置校数・配置人数	備考
平成27年度	35校（小19校，中16校）・35人	
平成28年度	93校（小52校，中41校）・90人	複数配置4校，兼務14校
平成29年度	121校（小67校，中54校）・115人	兼務12校

①配置の基準

平成28年度までは、モデル事業として実施し、2年間のモデル事業の成果を踏まえ、配置基準を策定しました。配置基準は次のとおりです。

図表 1-2-13 教師業務アシスタントの配置基準

教師の人数	20人以上	15～19人
配置形態	単独配置	兼務配置

②担当する業務

授業準備（印刷，ICT機器の準備等），資料作成・印刷，学級・学年・部活動・PTA等の会計処理，教室等の環境整備・掲示物等の作成・掲示，調査統計・データ入力等

③配置の効果

アシスタント配置校では、教材研究や家庭学習（宿題等）の指導など、教師本来の業務に従事する時間を確保できた者が増加しました。また、平成29年度配置校の教師の約93%が、「アシスタントに業務を依頼することが、自分の勤務負担を軽減する上で効果があった。」と回答しています。

また、アシスタントの効果的な活用に向けて、以下の取組を行っています。

①マニュアルの作成，配付（平成29年3月）

アシスタントの業務の流れや留意点，先輩アシスタントからのアドバイス等をまとめています。1日の業務は、「朝，業務内容の指示を受けることから始まり，優先順位に従って業務を進め，業務の終わりには，アシスタント日誌に業務内容を記録する」としてしています。アドバイスの主なものには、「分からないことはどんどん質問する」「自分の得意なことをどんどんアピールする」「業務を依頼しやすい人間関係を作るためにどんどんコミュニケーションをとる」ことがあります。

②マネジメントの必要性

アシスタント配置校では、教職員の中からマネジメント担当者を位置付ける必要があります。役割は、教師がアシスタントに依頼する業務量を調整し、優先順位を付けるとともに、アシスタントに効果的に依頼できる校内体制を構築することです。具体的には、教師からの依頼内容を記入する業務依頼票を活用したり、ホワイトボードでアシスタントの業務量の見える化を図ったりしています。また、教師がアシスタントに業務を依頼しやすい環境づくりとして、アシスタントの座席について、教師の動線上や事務職員の隣に配置するなどの工夫や作業スペースの確保などがあります。

5 部活動における負担軽減

各学校が部活動を設置・運営することは法令上の義務とはされていませんが、現状では、ほとんどの中学校及び高等学校に部活動が設置され、実態として、多くの教師が顧問を担わざるを得ない状況にあります。教師の中には、部活動にやりがいを感じている者もいる一方で、競技等の経験がなく部活動の指導に必要な技能も備えていないにもかかわらず部活動の顧問を担わなければならない場合には負担を感じています。また、平成29年4月に公表された「教員勤務実態調査（28年度）」では、中学校において土日の「部活動」に従事する時間については、10年前に比べほぼ倍増（1時間6分から2時間10分）している状況です。こうした中、部活動指導員等の外部人材の参画をはじめ、部活動における教師の負担軽減を図っていくことが強く求められています。また、スポーツ庁では、30年3月、生徒にとって望ましい持続可能なスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定しました。各地方公共団体には、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定すること等が求められています。

Column No. 08

静岡市教育委員会の取組 (執筆：静岡県静岡市教育委員会)

【静岡市立中学校部活動改革の取組～ガイドライン策定による、ライセンスを付与したライセンス顧問の導入～】

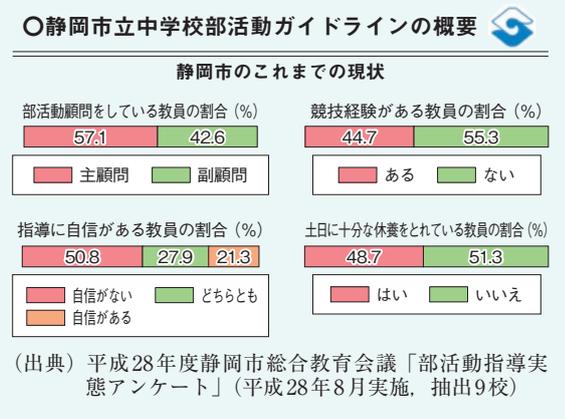
静岡市教育委員会は、平成27年度、28年度の静岡市総合教育会議で「教員の多忙化解消」が取り上げられたことをきっかけに部活動に関する議論を加速させました。本市が行った部活動指導に関するアンケート調査（28年8月実施）では、中学校の多忙化要因として「部活動」が要因の第1位、しかも、競技経験がない部活動顧問の割合が55.3%、部活動指導に自信がない教員の割合が50.8%、土日に十分な休養がとれていない教員の割合が51.3%という結果で、約半数の教員が課題を抱えていることが判明しました。

①静岡市立中学校部活動ガイドラインの策定・公表

これまでは、校長会の「申し合わせ事項」という緩やかな規定の下、市内の部活動が運営されていましたが、部活動のあるべき姿を明確にし、生徒にとっても教員にとっても部活動を有意義な活動とするため、まず、「静岡市立中学校部活動ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）を策定することとしました。

平成29年度に、市教育委員会が主体的にガイドラインを策定することで、全市の中学校の部活動において「適度な休養」を確保し、生徒のバランスの取れた成長を促すこと、限られた時間で効果的・効率的な指導を促進すること、そしてこの取組を「働き方

図表 1-2-14 静岡市のこれまでの現状



改革」につなげることを目指しました。ガイドライン策定に当たっては、校長会や市中学校体育連盟及び中学校文化連盟、PTAや市体育協会、有識者等からなる「部活動在り方協議会」を組織し、幅広い意見を集約するため市民にパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントでは部活動は「もっと毎日やって鍛えるべき」という意見から「過熱化が問題であり、罰則を設けるべき」というような意見まで多種多様な意見が寄せられました。これらの意見を調整し、スピード感をもって取り組んだ結果、具体的な検討開始からおよそ1年を経た平成30年2月1日、教育委員会において、ガイドラインが策定されました。

②部活動の活動日の在り方

ガイドラインでは、部活動の意義・目的やこれを実現するための指導者、活動日、組織、指導法や安全に関すること等を総合的に示しました。本ガイドラインの大きな柱となっているのが、活動日の在り方の規定と外部指導者の活用です。まず、活動日の在り方については、平日3日、週休日を土曜日または日曜日のどちらか1日の週4日とするとともに、年間の「部活動なしの日」を市防災活動の日を含む市一斉で3日と、更に中学校ごとの実情に合わせて設ける3日程度の計6日程度設定することとしました。このように活動日を明確にすることで、生徒が適度な休養を取りながら部活動に取り組むとともに地域活動等、様々な活動に取り組めるように工夫しました。

③ライセンス顧問の導入

「外部人材」の活用については、教員の技術指導の補助を行う外部指導員に加え、ライセンス顧問（単独指導・単独引率ができる資格《ライセンス》を教育委員会が付与した外部指導者）を導入しました。ライセンス制導入の目的は、単に外部指導者を雇用するだけでなく、その外部指導者に学校現場における部活動の教育的意義を含め、綿密な研修を行った上で資格を付与することで、より良い人材に教育現場で活躍していただけるようにすることです。



外部顧問研修会の様子

ライセンスの付与にあたっては、教育委員会、市内大学、Jリーグ清水エスパルス、消防署等から講師を招き、資質を高める研修（講義や演習）を行います。学校教育に関する内容を5時間、種目の指導に関する内容を2時間行い、テストやレポートも実施します。その後、1か月間の実地研修も行い、最後に総括的面談により、指導者としてふさわしいと判断した者をライセンス顧問として学校に配置していきます。平成29年度は、モデル校に5名を配置し、その効果と課題を分析しました。

平成30年度からは更にライセンス顧問を増員するとともに、新たに外部顧問として、その国の国内オリンピック委員会や政府機関等から推薦されたトップアスリートを、スポーツ国際交流員（SEA）として1名任用し、効果的・効率的な指導方法（静岡モデル）の開発に着手していきます。

外部顧問や活動日の在り方を含む本ガイドラインを運用するにあたっては、保護者・地域の方々の理解が不可欠であるため、平成30年度は部活動改革に係るわかりやすいリーフレットの配布、静岡市立中学校部活動ホームページの整備、部活動改革に係る窓口の開設を行う等、幅広い周知活動にも努めていきます。

④静岡市部活動応援隊の結成

さらに、部活動改革に係る取組を加速させるため、地域の民間企業や事業所等と連携し、「静岡市部活動応援隊」の結成（部活動をサポートする体制整備）を進めています。部活動応援隊に参加した企業には「静岡市部活動応援隊宣言書」を社内に掲示するとともに、部活動指導員や研修会の講師として人材の紹介や、部活動グッズの制作等、様々

な形で部活動をバックアップしてもらうことを想定しています。

また、各体育協会等にも協力をつのり、部活動外で更に競技に親しみたい、競技力をつけたいと考えている生徒のための活動の場、例えばサッカー教室や陸上教室等地域スポーツ等の活動に係る情報を市ホームページに集約し、公表することとしました。このように民間企業や地域スポーツクラブ等を含め部活動を応援する仕組みを作り、全市をあげて部活動を応援して行こうと考えています。

⑤部活動改革から働き方改革へのキックオフ

平成30年2月にガイドラインを策定したばかりですが、そのガイドライン実施に先立ってライセンス顧問を配置したモデル校では、配置部活動の部活動指導に係る時間が削減されるとともに、未配置部活動に比べ、「部活動に要した時間」が平均8.0%減少し、週休日の部活動に要した時間の月平均も27.2%減少するなど既に効果が見られています。また、配置された部活動顧問から「生徒の技能面、精神面ともに成長を感じる」「家族と過ごす時間が増えた」等の声が、生徒から「工夫された練習メニューで楽しくなった」等の活動の質の向上を喜ぶ声が、保護者から「基礎から丁寧に教えていただき、大変助かる」等の声が挙げられており、着実に成果は生まれています。

静岡市の部活動改革は、いまキックオフです。今後も、子供たちが生き生きと輝きながらバランス良く部活動に取り組めるようにするとともに、子供一人ひとりに対して効果的・効果的な指導ができる環境を整備することをゴールとして、取組を進めていきます。



静岡市部活動応援隊ちらし

Column No. 09

岐阜県多治見市教育委員会の取組
(執筆：岐阜県多治見市教育委員会)

多治見市では、少子化の影響により部活動で廃部が相次いだことや、学校週五日制の完全実施などを受けて、平成15年度から、中学生期のスポーツ活動や文化活動を、学校管理下における部活動と保護者設置によるジュニアクラブの二つの体制により実施しています。

図表 1-2-15 中学生の部活動・ジュニアクラブ活動

学校部活動 (学校管理下) 学校施設での活動	ジュニアクラブ (保護者設置) 学校施設での活動
<ul style="list-style-type: none"> 活動時間 平日の朝、下校時間まで 指導者 学校の教職員 大会 中学校体育連盟の大会 保険 スポーツ振興センター 	<ul style="list-style-type: none"> 活動時間 平日の下校以降休日、祭日 指導者 社会人指導者(教職員) 大会 協会主催大会 保険 スポーツ傷害保険



ジュニアクラブ活動の様子

ジュニアクラブ活動においては、保護者の協力により、「練習環境の整備による競技

力の向上」,「子供たちのニーズに応えるクラブ活動の設置」,「保護者の活動に対する理解の深化」などについて大きな成果がある一方で,「指導者の育成」,「受益者負担の理解」,「過度な活動による弊害」,「活動目的の共通理解」などに関し,競技力の向上を前提とした活動を保護者の組織が支えることの困難さが顕在化してきました。そのため,小中学生を対象とした健全育成のためのスポーツ環境を整えるために配慮すべき事項を「ジュニア期のスポーツ活動ガイドライン」として設定し,活動時間や指導者の在り方や,安全への配慮について盛り込んでいます。



車座ふるさとトークの様子

平成30年2月,岐阜県多治見市において,丹羽文部科学副大臣,学校関係者,保護者等が参加して,学校における働き方改革をテーマに「車座ふるさとトーク^{*9}」が行われた際には,現場からは,ジュニアクラブ活動の立ち上げ関係者より「少子化等で廃部やチームを組むことができないなど,部活動の体制だけでは将来の発展性を望むのは難しい。一方,ジュニアクラブ活動は,保護者や地域と子供たちが関わる機会ができるなど良い面も多くあり,子供たちのために充実させていける発展性がある。保護者からは「ジュニアクラブ活動について,技術面の指導ではレベルも高く,子供たちの上達も早い。一方で,保護者の中で,子供の送迎などジュニアクラブの負担について話題になっているようなので,PTAとしても,保護者に対し,クラブの意義や良い面の周知に頑張りたい。],中学校教員からは「ジュニアクラブ活動により,その時間を教員としては保護者対応や授業準備及び,必要な会議等の時間に使うことができる。」といった声が挙げられました。

*9 車座ふるさとトーク:安倍内閣の大臣,副大臣,政務官が地域に赴き,テーマを決めて,現場の方々と少人数で車座の対話を行い,生の声をつぶさに聞いて,政策にいかすとともに,重要政策について説明するもの。

学校業務改善アドバイザー

文部科学省は、学校における業務改善に関するきめ細やかな助言・支援等を行うため、平成29年度から、学校における業務改善に知見のある有識者や教育関係者等21名を業務改善アドバイザーとして委嘱し、教育委員会等の依頼に応じて派遣を行いました。

ここでは、業務改善アドバイザーから寄せられた、学校における働き方改革の観点からの教師等へのメッセージを紹介します。

教師が子供たちを笑顔で迎え入れること、これは学校の重要な役割です。余裕がないと笑顔にはなれないので、教員自身が持続可能な働き方をしていなければなりません。

教師も一人の生活者、親、子供、人間です。充実した生活を送り、自己研鑽けんさんの時間がとれることは、人生100年時代において重要です。子供たちが大人になる時のテーマにも重なります。

「問題は起こり得るもの」であるからこそ、組織で共有し、組織で対応することが求められます。一人で問題を抱え込まず、早めに管理職や先輩教師等に相談してください。チームで取り組めば解決できます。

前からやっているという理由で続けず、本当に児童生徒に必要なか検討し、やめる勇気を持ちましょう。

子供たちのためと思って長時間労働を続けることは、結果的には子供たちのためになりません。ぜひ、学校のウチとソト、両方から働き方改革、業務改善の風を大きくしましょ！

日々、子供たちのため熱心に教育活動に取り組む姿に、頭の下がる思いです。しかしながら、身体を壊してしまったりはやりたくないこともできません。児童生徒と向き合う時間をしっかりと確保し、充実した教育活動を行っていくためにも、今の校務の在り方を見直す必要があります。

教材などを、一から創作するのは貴重な作業です。でも、まわりにあるよいものを使いノウハウを共有すれば、やるべきことや新しいことに取り組む時間が生まれます。

やらなければならないこと、やった方がいいことの区別をつけて、かかる時間と効果をはかって仕事を進めてください。時間は無限ではありません。

「小さなエネルギー」で「大きな効果」を生み出そうとする「経営的な視点」で見直すと改善策が湧いてきますね。

教師の仕事は年々、多岐にわたり、地域との連携も不可欠です。関係者間で働き方について対話し、協力関係を築くことも大切です。

「子供のために」という言葉の意味を、改めて考えてみませんか？

第3節 今後に向けて

文部科学省では、教師の長時間勤務を見直し、教師一人一人が様々な経験を通じて自らを研鑽^{けんさん}できる機会を持てるようになることで、更に効果的な教育活動へとつなげられるよう、「学校における働き方改革」の取組を今後これまで以上に進めていくこととしています。

そのために、第1節で述べたとおり、文部科学省内に教職員の業務量を俯瞰^{ふかん}して一元的に管理する組織を整備することや、勤務時間の上限の目安を含むガイドラインの検討、各種予算事業等、緊急対策に盛り込まれている様々な取組を進めていきます。

また、学校における業務改善が一層推進されるよう、本特集の第2節で述べたような業務改善の優良事例を更に創出するため、業務改善に集中的に取り組む地方公共団体をモデル地域に指定した「学校現場における業務改善加速のための実践研究事業」を行うとともに、「学校マネジメントフォーラム」の実施等を通じて、優良事例の全国への発信・普及を図っていきます。

さらに、学校の組織運営体制の在り方や時間外勤務抑制に向けた制度的措置の在り方等について、中央教育審議会での「学校における働き方改革」の議論も踏まえ、必要な施策の検討を進めていきます。

これらを踏まえ、各教育委員会や各学校においては、学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組が一層推進され、真に質の高い教育活動が実現されることが期待されます。

